

## 第4期雲南市農業委員会第31回総会議事録

1. 日 時 平成26年1月22日(水) 13:30~14:40

2. 場 所 木次町 三刀屋交流センター

3. 出席委員(31名)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	3番 錦織邦男	4番 渡部満憲
5番 宇都宮敏章	6番 日野一夫	7番 片寄健治	8番 竹下房子
10番 竹内 勉	11番 狩野幹美	13番 高橋敬二	14番 杉山正美
15番 鳥谷悦雄	16番 星野朝義	18番 嘉本輝雄	19番 白築 進
20番 白築美雄	21番 山本博子	23番 白築 剛	25番 名原玲子
26番 小田久義	27番 藤原修至	28番 高田 耕	29番 加藤一郎
31番 石橋義明	32番 武田京子	33番 周藤寛洲	34番 橋本 博
35番 陶山直利	36番 勝部有二	37番 板持 庸	

4. 欠席委員(6名) 9番 高島幹雄 12番 持田明典 17番 川上蘆求  
22番 藤原克巳 24番 青木征温 30番 廣澤幸博

遅刻届委員(名)

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 主 査 景山修二  
副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第182号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第183号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第184号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第185号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>ただ今から平成26年第31回総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は31名であります。欠席委員は9番高島委員、12番持田委員、17番川上委員、22番藤原委員、24番青木委員、30番廣澤委員から欠席届が出ております。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第31回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、25番名原玲子委員、26番小田久義委員を指名します。</p>
事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p><b>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号(施行規則第32条第1号)届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について</li> <li>・田畑転換届出の受理について</li> <li>・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について</li> <li>・会議等の予定について</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p> <p>日程第3、議案の上程を行いません。</p> <p>それでは最初に、「議第182号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。「議第182号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田、農用地区域内、面積は合計4,226㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人の要望により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」という事です。土地代は10アール当たり140,000円で、確認は〇〇委員です。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑で、農用地区域内、面積は合計626㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇△△-△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は△△-△が10アール当たり337,000円で、△△-△が10アール当たり1,176,000円です。確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田で、面積は合計1,773㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は△△-△が無償、△△-△が10アール当たり360,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上3件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上3件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第182号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第182号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第183号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>8ページをご覧ください。「議第183号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿 現況とも畑、面積は65㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は駐車場で、駐車区画2台分の計画です。転用の理由は、「息子が県外から帰り車が増えたため、申請地を駐車場にしたい」とのことです。平成25年11月21日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、申請面積は合計39.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転新設する」とのことです。平成25年11月21日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿 現況とも畑、面積は合計23.98㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転新設する」とのことです。平成25年11月21日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計24.99㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建築されます。転用の理由は「現在の墓地は山の中腹にあり参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転新設する」とのことです。平成25年11月21日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿 畑・現況 宅地、面積は176㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は倉庫・車庫で、倉庫1棟22.89㎡、車庫1棟34.92㎡、納屋1棟18.63㎡を建築されます。転用の理由は「農業用の倉庫及び車庫がなく不便であるため」とのことです。始末書が提出されており、「昭和53年に納屋、平成元年に車庫、平成12年に倉庫を建築し、利用してきた」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿 田・現況 畑、面積は合計62㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑2棟を建築されます。転用理由は「現在の墓地は山の中腹にあり参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転新設する」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.98㎡です。申請</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。転用の理由は「現在の墓地は山の中腹にあり参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転新設する」とのことです。平成25年11月21日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号8番、〇〇町〇〇△△-△、登記簿・現況とも田、面積は321㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は共同住宅で、共同住宅1棟176.92㎡を建築されます。転用の理由は「申請地を造成し、共同住宅を建築する」とのことです。農用地区域外で確認は〇〇委員です。農地区分は、申請地が都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断致しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>以上、8件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
7 番	<p>申請番号5番について、事務局から説明のとおりでして、昭和53年に納屋、平成元年に車庫、平成12年に倉庫を建築されました。昨年の年末に母屋を建て替えられまして、土地家屋調査士が調べられた際に、転用していないことが解り今回手続されました。「申し訳ございません」とのことですので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第183号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第183号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>それでは次に、「議第184号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>12ページをご覧ください。「議第184号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番と2番は先ほどの農地法第4条申請の申請番号8番に関連するもので、譲受人が同じ案件です。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は78㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は共同住宅で、共同住宅1棟5.27㎡、物置2棟5.02㎡を建築されます。</p> <p>尚、住宅等の面積につきましては、農地の上にかかっている所のみです。転用理由は、「申請地を造成し、共同住宅を建築する」ということです。農用地区域外で、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。土地代は、親子関係の所有権移転であり無償です。確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は22㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的、転用理由等は先ほどの1番と同じです。土地代は、兄弟関係の所有権移転であり無償です。確認は〇〇委員で、農地区分、許可条項も先ほどの1番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は410㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用理由は農家住宅で、居宅1棟173㎡を建築されます。転用理由は、「現在の家が老朽化したため、申請地を譲り受け、住宅を新築移転したい」ということです。農用地区域外で土地代は10アール当たり10,000,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は394㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□・□□□□さんの共有で、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用理由は、共同住宅で、賃貸用集合住宅1棟117.50㎡、駐輪場・物置等3等9.30㎡、駐車区画7台分を建設されます。転用理由は、「申請地を造成し、賃貸用集合住宅を建築する」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。賃借料は、夫婦関係の使用貸借であり無償です。確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は402㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用理由は一般個人住宅で、住宅1棟86.50㎡を建築されます。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>転用理由は、「現在借家住まいであり家族も増え手狭であり申請地に新築する」ということです。農用地除外の事前了承が平成25年11月21日に出ており、土地代は、10アール当たり10,570,000円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの3番と同じであります。以上5件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。お諮りいたします。</p> <p>「議第184号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第184号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第185号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ「議第185号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p>16ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は大東町2件、加茂町6件、木次町2件、三刀屋町4件の計14件申請されております。</p> <p>なお、19ページ7番の案件ですが、利用権の設定を受けられる□□□□さんの経営面積が0となっておりますが、農地台帳は住民基本台帳のデータを使っているため、同一家族でも結婚等により戸籍が分かると農地台帳の世帯の状況も分かれることになっております。調査の結果、深田さんの家族の方の経営農地が2,747㎡ありますので、ご承知置きください。</p> <p>よって、この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議をお願いします。14時35分までに、ご協議をお願いします。</p> <p>(14時20分から14時35分まで町ごとに協議)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p>
議 長	<p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、大東町より発表いただきます。</p>
29番	<p>大東町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
18番	<p>加茂町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。申請番号7番の案件ですが、本人も機械を持って耕作しています。</p>
5番	<p>木次町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
16番	<p>三刀屋町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第185号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第185号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p>



発信者	議 事 要 旨
議 長	なお、2月の総会は2月17日（月）午後1時00分から「加茂町かもてらす」で開催いたします。
議 長	ご起立下さい。 一同ご礼。 ご着席願います。
議 長	次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。
	<b>【その他事項】</b> (1) 農地パトロール（遊休農地解消）実践研修会の開催について (2) 平成25年度農業委員会忘年会の精算について (3) 農業委員会委員選挙の概要について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長

署名委員

署名委員